

# 平成24年度 九州管内の電波監視概況

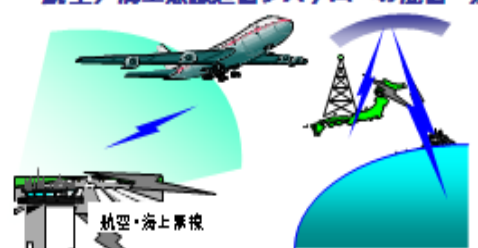
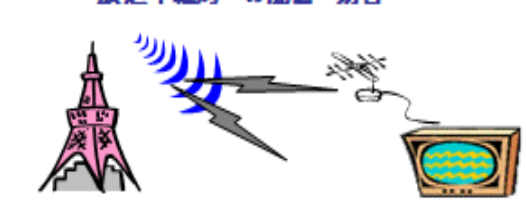
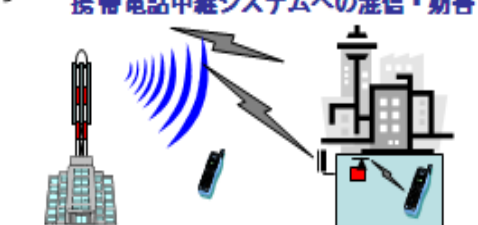

平成24年度における九州管内の電波監視概況を以下のとおり取りまとめました。

当局では、安心して電波を利用するための電波利用環境を確保するため、今後も継続して混信妨害への迅速・的確な対応、不法・違法無線局対策等を推進して参ります。

## 1 混信妨害等の申告概況

- 平成24年度の申告件数は270件で内訳は以下のとおり(括弧内は全体に占める割合)。
  - 航空無線、船舶無線や携帯電話など重要な無線通信に関する申告 83件(31%)
  - タクシー無線やアマチュア無線など一般の無線通信に関する申告 162件(60%)
  - パソコンやオーディオ機器など電磁環境に関する申告 25件(9%)
- 申告のあった240件への措置状況は以下のとおり。
  - 調査・対策指導及び自然消滅により解消したもの 232件
  - 継続対応中のもの 38件

### 【重要な無線通信への混信・妨害のイメージ】

<p><b>航空/海上無線通信システムへの混信・妨害</b></p>  <p>航空・海上無線</p> <p>人や物資の安全輸送に重大な支障を及ぼす(衝突事故等の非常事態に至る恐れ)</p>	<p><b>放送中継局への混信・妨害</b></p>  <p>放送エリア内の全ての受信世帯で画像、音声が乱れる(選挙情報等の緊急放送が伝わらない恐れ)</p>
<p><b>携帯電話中継システムへの混信・妨害</b></p>  <p>ビルの地下御に設置された不法携帯電話中継装置等からの妨害電波により、特定エリアで通信不調になる(警察署、消防署への緊急通報等が行えない恐れ)</p>	<p><b>消防/防災無線への混信・妨害</b></p>  <p>病院等との連絡が取れず救急・救命活動に重大な支障を及ぼす(病院搬送の遅れから致死に至る恐れ)</p>

## 2 不法無線局対策の状況

- 平成24年度の共同取締りは、9回実施し摘発局数は15局で内訳は以下のとおり。
  - 不法パーソナル無線 7局
  - 不法アマチュア無線 3局
  - 不法市民ラジオ 5局

(参考) 不法無線局は、テレビ、ラジオへの受信障害、携帯電話等への妨害を発生させる恐れがあるため、警察署と共同取締りを実施している。
- アンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導しており、平成24年度は525局に対して指導を行った。
- 日本国内での使用が認められていない外国規格の無線機(FRS/GMRS)に対し、電波監視を行い、使用を確認した場合は使用の停止等の指導を実施している。

(参考) FRS: Family Radio Service (米国内で使用)、GMRS: General Mobile Radio Service (米国内で使用)



## 3 電波利用ルール等の周知・啓発

- 不法無線局等による混信その他妨害から電波利用者を保護し、良好な電波利用環境の整備を図るため、電波利用に関する周知・啓発活動を実施している。
  - JR主要駅及び西鉄福岡(天神)駅に「STOP! 不法電波」ポスターを掲示するとともに、JR在来線電車に中吊りポスターを掲示(6月の1週間)。
  - 不法パーソナル無線撲滅に向けた周知・啓発として、各県AM、FMラジオによる20秒スポット放送を実施した(1月及び3月)。なお、電波監視施設による不法パーソナル無線出現率調査結果に基づき出現率の高かった鹿児島県及び熊本県内でのラジオCMは特に本数を増やした。
  - 不法無線機器が販売されないようにするため、家電量販店、ディスカウント店及び無線機販売店47店舗を訪問した結果、12店舗で疑わしい機器が確認され、電波利用ルールの周知や違法機器販売に関する注意喚起等を実施した。



家電量販店等で流通しているFMトランスミッターの例

図1-1 混信妨害申告の種類別内訳

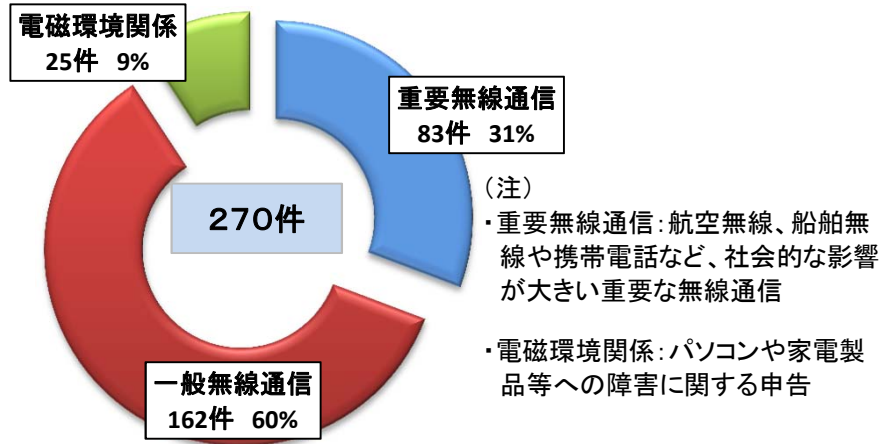


図1-2 混信妨害申告の県別内訳

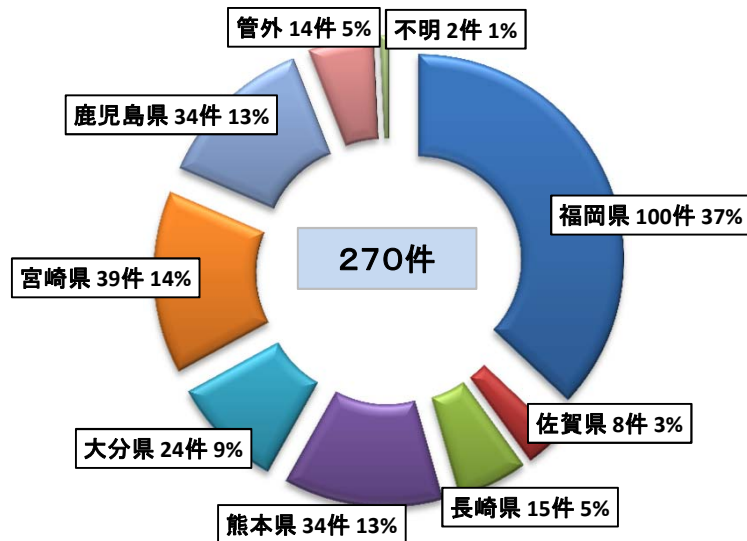


図1-3 混信妨害申告の年度別推移

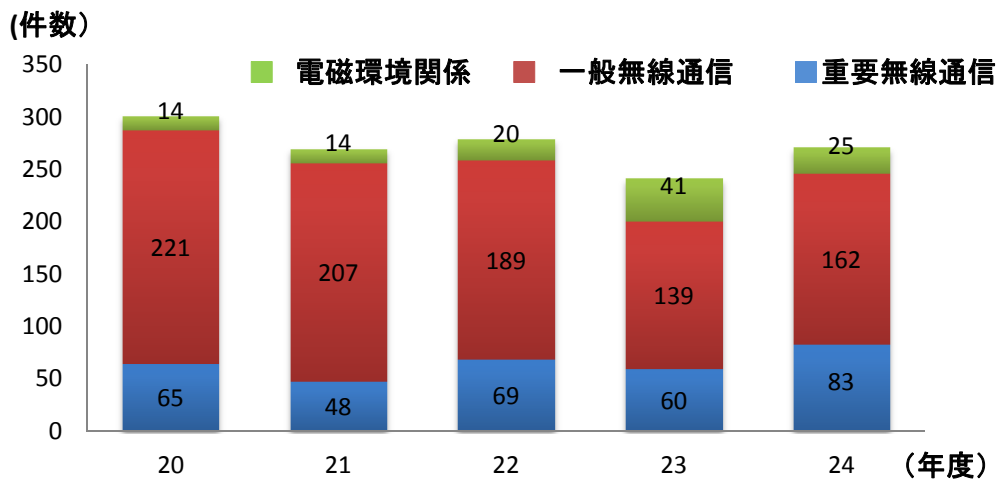
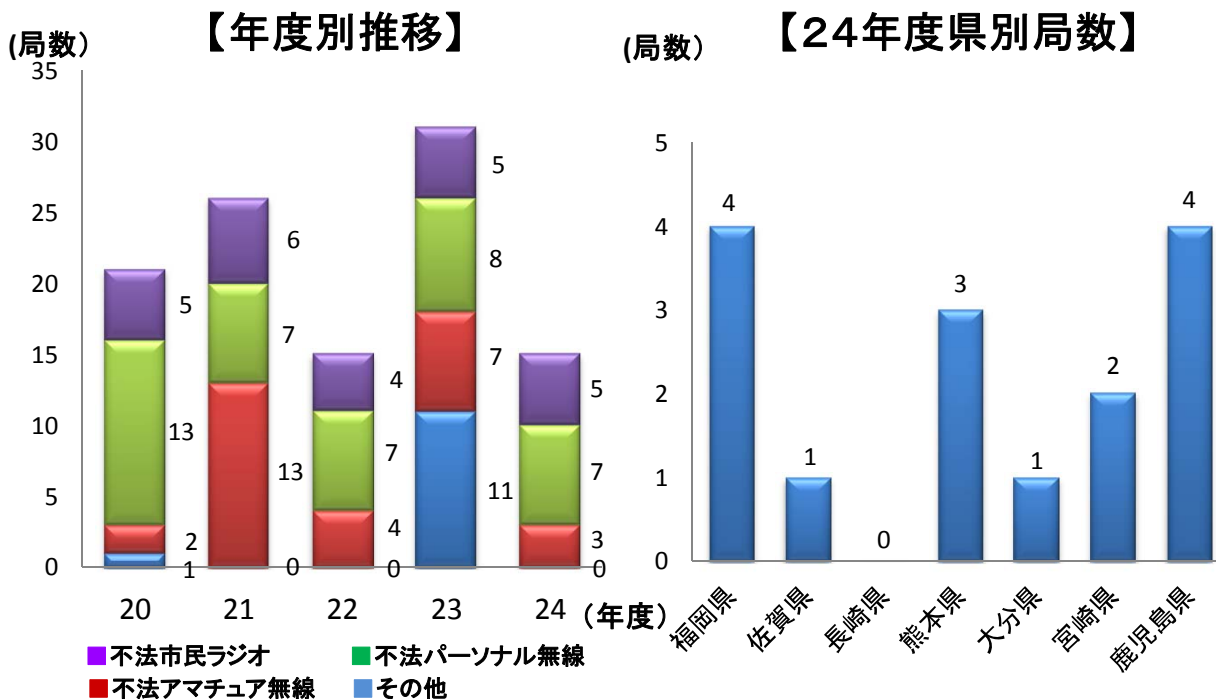
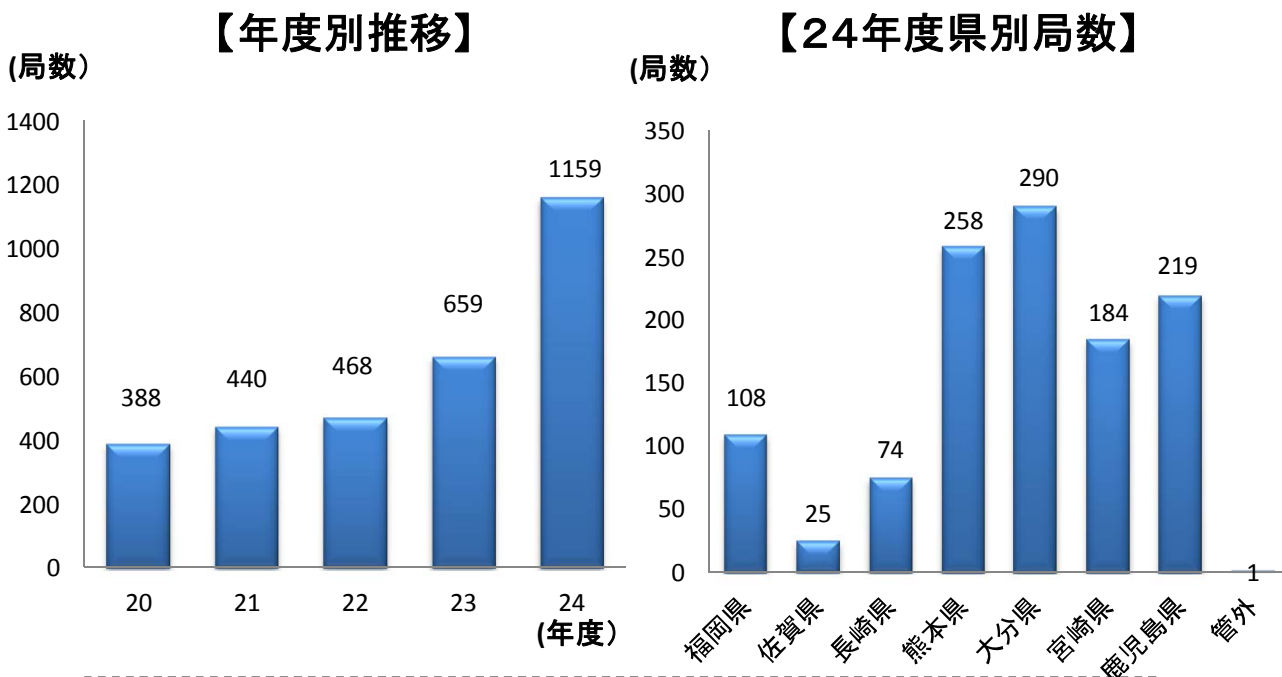


図2-1 警察署・海上保安部との共同取締りによる摘発局数



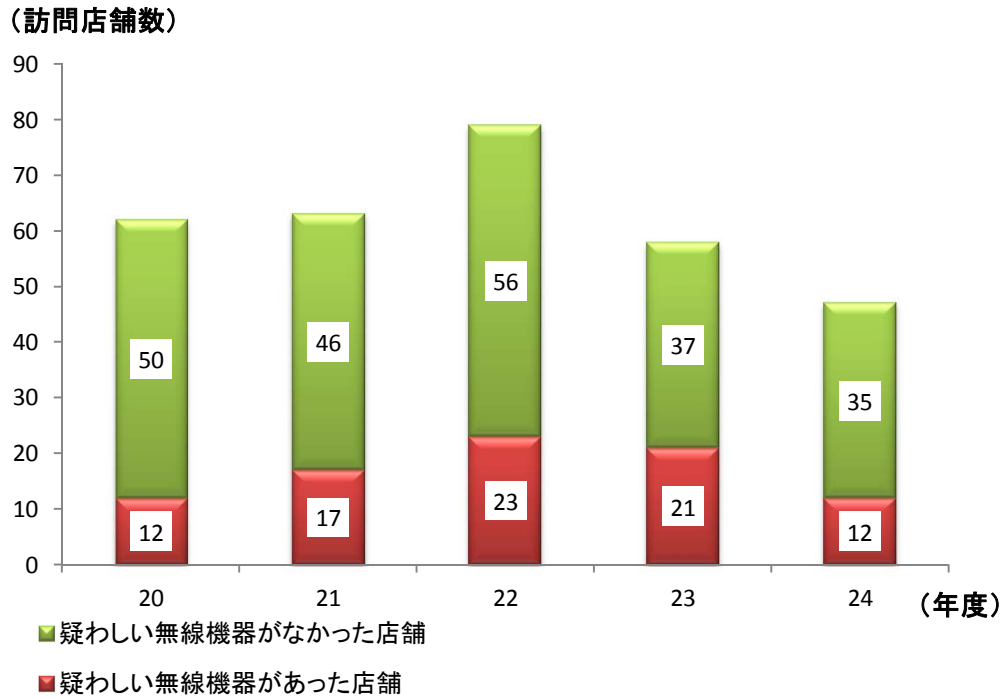
- ・ 不法市民ラジオ : 電力増幅器を付加し、非常に強力な電波を発射。テレビ・ラジオの受信障害、パソコン等の誤動作
- ・ 不法パーソナル無線: 正規のパーソナル無線を改造し、指定された以外の電波を使用携帯電話への混信
- ・ 不法アマチュア無線 : 免許を受けずに開局し、指定された以外の電波を使用正規に免許を受けているアマチュア無線局への混信

図2-2 不法無線局に対する文書指導実施局数



※ 電波監視システムによる監視やアンテナの視認等により確認された不法無線局に対しては、電波法令を遵守するよう文書指導を実施。なお、平成24年度は船舶に設置されたアンテナの視認及び「不法パーソナル無線一掃作戦」の取り組みを強化した結果、前年度と比較し急増した。

図3 電波利用ルールの周知・啓発 訪問店舗の年度別推移



※ 疑わしい無線機器の多くは、ワイヤレス方式の音響・映像用途の無線機器、外国規格の無線機  
※ 平成20年度は家電量販店及びディスカウント店を計上、平成21年度以降は無線機販売店も含めて計上

## 平成24年度の主な措置事例

## ◆ 業務に改造アマチュア無線機を使用

「某会社がダンプに免許を受けずに無線局を開設し車両間で現場連絡など業務通信を行っている」という情報に基づき、現地において探査を実施した結果、業務用無線と思われるアンテナを設置し同社名を表示した車両を確認しました。

同社へ「注意・啓発文書」を送付し、指導を行いました。引き続き使用していることが判明したことから、現地で探査を実施し、同社車両からの電波の発射を確認しました。

後日、同社を訪問して事情聴取等を行った結果、免許を受けずに無線局を開設していたことが判明したため、違反者が他に免許を受けていたアマチュア局の運用停止及び無線従事者の従事停止の行政処分を行いました。

なお、今回使用された無線機は改造アマチュア機で、アマチュアバンド外の電波が発射できることを説明し販売していた販売店に対しても相応の対処を行いました。

## ◆ 外国製ベビーモニターによるMCA無線への混信障害

平成24年5月、福岡市内のMCA無線中継局の制御周波数に混信が発生。直ちに混信源調査を行い、中継局から数100m離れたマンション付近が混信源の可能性が高いことが判明。

当該マンション内での調査の結果、マンション内の1室で使用されていた外国製ベビーモニター（子供の様子を撮影し、別室でモニターする機器）が原因であることを確認し、その障害源を排除しました。

## ◆ アマチュア無線の使用区別に違反した通信

アマチュア無線の広帯域デジタル用周波数において、「(アナログ方式の通信で)男女間の通信が入感する」という申告があり、DEURASによる監視により固定と移動間の通信であることを確認。

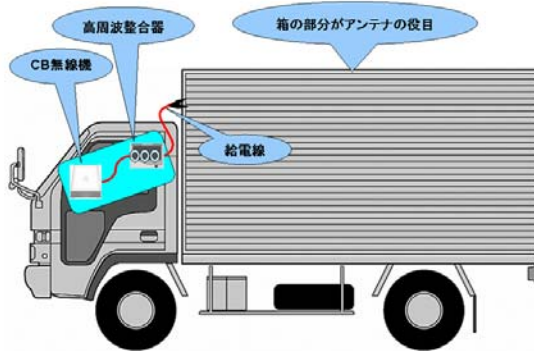
数回の現地探査を実施しましたが、申告された周波数ではデータ通信が頻繁に行われており、その中に入感する妨害通信のほとんどが数秒単位であったことから発信源特定が困難と判断し、規正用無線局による指導を実施、通信は消滅しました。

しかし数週間後に再発。指導を無視した故意の違反と判断し、さらに数回の移動探査を実施した結果、不法運用していた2局の所在を確認しました。実態は、自宅(固定局)で妻が運用、業務用車両(移動局)で夫が運用しており、無線局の免許は失効、妻は無資格操作でした。この違反に対し、無線従事者の従事停止処分を行いました。

◆ ボディアンテナを使用した不法無線局を開設した者を摘発

事務所前をトラックが往来すると、パソコンが度々システムダウンするなどの障害を受けて業務に支障をきたしているとの申告を受け、当局の電波監視システムにより障害原因と思われる不法電波を発射しているトラックを確認、平成24年1月、行政指導を行ったところですが、その後も不法無線局の運用が確認されたため7月31日、久留米警察署へ告発しました。

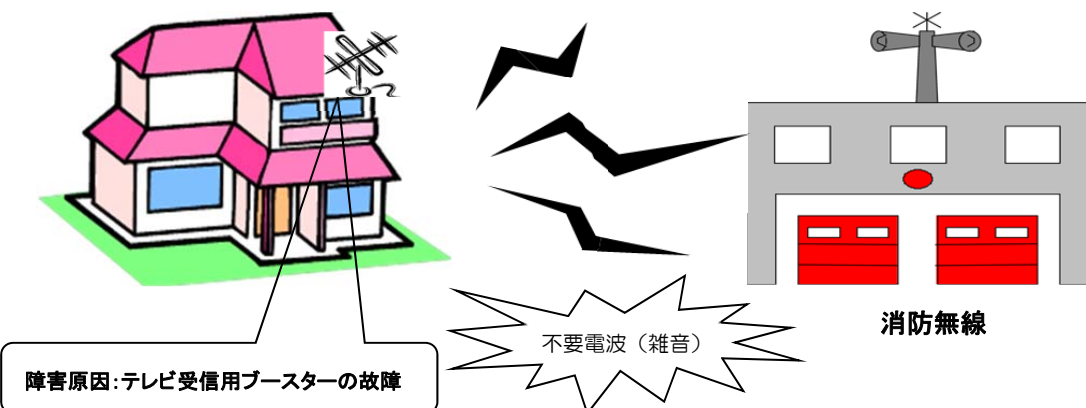
その結果、同署では当局の捜査協力の下、8月9日、当該トラックを強制捜査し、関係無線機等を押収するとともに被疑者を逮捕しました。摘発した無線局は、取り締まりを逃れるため車両の荷台部をアンテナとして使用するもので、巧妙で悪質なものです。



本件不法市民ラジオ

◆ テレビ用受信ブースターからの消防用無線局への雑音混入

平成25年2月、福岡県内の消防用無線局に雑音が入り、通話しづらいとの申告が免許人からあり、電波監視施設(DEURAS)による固定監視を行いました。原因となる電波が比較的弱いものと推測され確認できませんでした。固定監視を継続しつつ、現地での調査を実施した結果、現地から数キロメートル離れた家屋に設置されていた老朽化したテレビ受信ブースターから、通常であれば発射されることのない電波の発射が確認されました。当局の職員が原因者宅付近で家主の帰宅を待って、当該受信設備から不要な電波が発射され消防無線に影響を与えている旨を説明し、設備の交換を行って頂いたことで雑音を排除することができました。

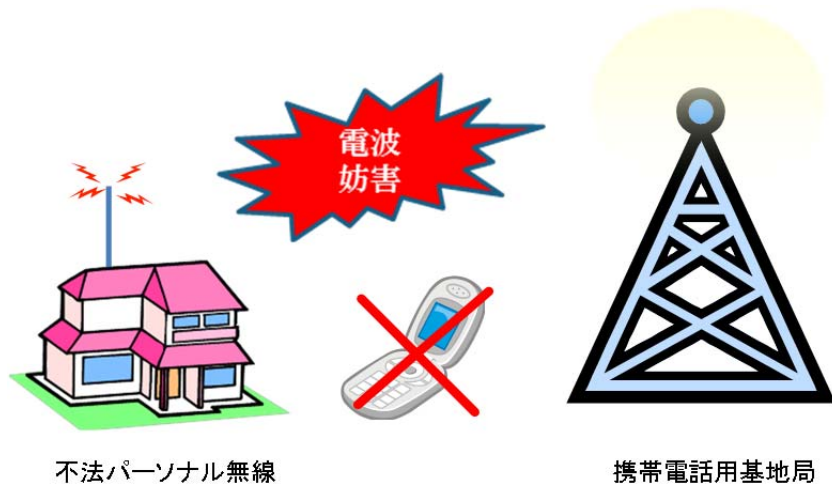




◆ 不法パーソナル無線による携帯電話用基地局への妨害発生

平成24年10月、宮崎県県央地域に設置されている複数の携帯電話用基地局が何らかの外来電波による影響を受けて、通信がしづらい状況であるとの免許人からの申告があり、電波監視施設(DEURAS)による固定監視を行った結果、携帯電話用基地局の利用周波数帯付近に不審な電波の発射が確認されました。固定監視の結果からある程度の範囲に発射地域が限定されたこと、また、音声(動物の鳴き声等)が確認できたことから、宮崎県内で別の業務を実施していた職員を、急遽現地向かわせることとしました。電波監視施設(DEURAS)のセンター側から逐次、固定監視のデータ(位置情報、音声内容等)を現地の職員に提供しながらサポートし、現地の職員が車両に搭載した受信設備等を駆使し、電波の発射源と思われる家屋を特定しました。

特定はしたものの、当該家屋の家主が不在であったため、現地付近で帰宅を待っていたところ、家主と思われる人物が帰宅、当該電波の発射されていることを受信機等により確認してもらい、当該電波が他の無線局に影響を与えている旨説明し、電波の発射を停止させました。





## 電波監視業務概要

### 1 混信妨害等への対応

申告を受けると電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により混信妨害を排除しています。

### 2 不法無線局の取締り(不法無線局:免許を受けないで使用している無線局)

#### ① 車両に設置された不法無線局

警察署の協力を得て不法無線局の搭載が疑われる走行車両に停止を求め、必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。また、不法無線局に用いられるアンテナを搭載している車両所有者等に警告文書による指導を行っています。

#### ② 船舶に設置された不法無線局

海上保安庁の協力を得て港湾内に停泊中のアンテナが搭載された船舶に対し必要な調査を行い、不法無線局と認められるものを摘発しています。

### 3 違法無線局の取締り(違法無線局:免許されていない電波を使用するなど電波法違反の無線局)

電波監視システム(DEURAS)の活用や現地調査等により違法行為の事実を確認し、法令に基づき所要の行政処分を行います。

### 電波監視システム(DEURAS)の概要

DEURASは、熊本市内にあるセンタ局と九州管内の48箇所に設置されたセンサ局から構成されています。センサ局は、センタ局からの遠隔制御により、モニター(聴音)したり電波発射源の方位等を測定して、その位置等を特定することができるものです。

### 混信妨害源の探査概念図

